

市立公園・児童遊園の指定管理者制度の導入について

令和 5 年度から、新たに市立公園・児童遊園 83 か所への指定管理者制度を導入するにあたり、8 月 15 日より、指定管理者の募集を始めました。

公園管理を民間事業者が行うことで、市民ニーズにより柔軟かつ迅速に対応できること、また豊富な経営ノウハウや創意工夫により、効率的かつ効果的な施設運営や、新たな事業展開により、施設の機能を最大限に発揮し、利用者の増加等が期待できるなど、市民サービスの質の向上が図られることが期待できます。

1. 対象施設

83 施設（公園 70 か所、児童遊園 13 か所）

2. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（4 年間）

3. 募集及び選定方法

提案型公募（プロポーザル方式）

4. 申請期間

令和 4 年 9 月 26 日（月）～10 月 5 日（水）※契約管財課へ直接持ち込み申請

5. 今後のスケジュール

令和 4 年

9 月 指定管理者の募集

10 月 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会

11 月 応募者へ審査結果通知

12 月 議会による指定管理者指定の議決、協定の締結

令和 5 年

4 月 指定管理業務の開始

6. 市公式サイト



◀市内公園・児童遊園の位置図



◀指定管理の応募について

7. 担 当

羽村市 まちづくり部 土木課 杉山・井上（内線 291・282）